

建築形態規制（下野市・壬生町・野木町）

用途地域		第1種低層住居地域	第1種中高層住居地域	第2種中高層住居地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	無指定（市街化調整区域）
規制内容												
日影規制	指定容積率	60 80	200	200	200	200						200
	規制値の種別	(一)	(二)	(二)	(二)	(二)						(三)
	5mを超え 10m以内の範囲	3時間以上	4時間以上	5時間以上	5時間以上	5時間以上						5時間以上
	10mを超える 範囲	2時間以上	2.5時間以上	3時間以上	3時間以上	3時間以上						3時間以上
	測定水平面 平均地盤面からの高さ	1.5m	4m	4m	4m	4m						4m
	規制を受ける 建築物	軒の高さ 7m超 または 地上 3階以上	高さ 10m超	高さ 10m超	高さ 10m超	高さ 10m超						
斜線制限	道路※	∠1.25						∠1.5		∠1.5		
	隣地		20m+ ∠1.25				31m+ ∠2.5		20m+ ∠1.25			
	北側	5m+ ∠1.25										
絶対高さ制限		10m							原則 10m 超える場合は要協議			
前面道路幅員による容積率		W×4/10						W×6/10		W×6/10		
22条区域		指定あり（防火・準防火地域を除く全地域）										

※前面道路の反対側の境界線までの水平距離に各値を乗じた斜線